

「企業内転勤」

日本において行うことができる活動内容等

本邦に本店、支店その他の事務所のある公私の機関の外国にある事務所の職員が、本邦にある事務所に期間を定めて転勤して、当該事務所において行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（在留資格「技術」に相当）若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（在留資格「人文知識・国際業務」相当）。該当例としては、外国の事務所からの転勤者。

提出資料

	カテゴリ－1	カテゴリ－2	カテゴリ－3	カテゴリ－4
区分 (所属 機関)	① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 本邦又は外国の国・地方公共団体 ④ 独立行政法人 ⑤ 特殊法人 ⑥ 特別認可法人 ⑦ 国・地方公共団体認可の公益法人（特別民法法人） ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか法人税法別表第1に掲げる公共法人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表により1,500万円以上の納付が証明された団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリ－2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人
	【共通】 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通 ＊地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示 3 上記カテゴリのいずれかに該当することを証明する文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜 カテゴリ－1： 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） カテゴリ－2及びカテゴリ－3：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）			
	4 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・各1通 ＊お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。 ＊上記4については、1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。 ＊また、上記4の証明書が、入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせください。			

* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方の事です。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

** 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・提示

* 上記については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」をお願いいたします。

* **このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。***

留 意 事 項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ（<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>）の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。